高額療養費制度について

健康保険には、1ヶ月の間の医療費がある一定の額を超えたとき、その超えた額を払い戻す制度<u>「高額療養費制度」</u>があります。さらに<u>会計窓口でのお支払いをあらかじめ自己負担</u> 分までに軽減できる仕組み(限度額適用認定)があります。

く限度額適用認定手続きが必要な方>

☆69歳以下の方
☆70歳以上の低所得者(住民税非課税等)の方

【手続き方法】

①必要な物

〇健康保険証 〇印鑑

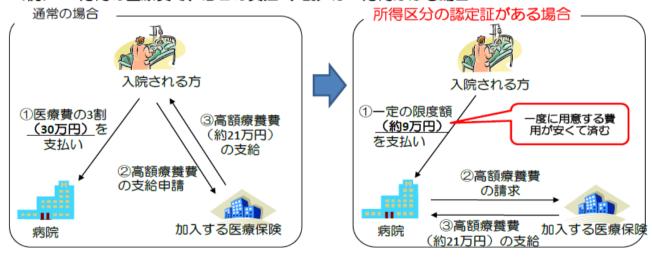
②申請先

- ○国民健康保険⇒お住まいの区役所、市町村役場の国民健康保険の窓口
- ○協会けんぽ⇒各都道府県支部の窓口(北海道支部11726-0352)
- ○後期高齢者医療保険⇒お住まいの区役所、市町村役場の後期高齢者医療の窓口
- ○健保組合・共済組合⇒各組合の窓口へお問い合わせ(お持ちの保険証をご覧下さい)

③限度額認定証が交付されたら

- ○入院の場合 当院入院受付①②窓口まで提出して下さい。
- 〇外来の場合 当院外来受付③④窓口まで提出して下さい。

<例>100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



【70歳~74才の自己負担限度額】

世帯区分		自己負担限度額						
		A·通院 (個人単 位)	B:通院+入院 (世帯単位)	多数該当	食事代			
現役並み所得者		44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円) ×1%	44,400円	360円			
一般		12,000円	44,400円	なし	360円			
住民税非課税	低所得 者 I	8,000円	24,600円	なし	210円 (160円)			
	低所得 者 I	0,00013	15,000円	なし	100円			

現役並み所得者と一般の方は、「高齢受給者証」を医療機関に提示するだけで、限度額までの支払いとなるため、「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

【69歳以下の方の自己負担限度額】

世帯区分	自己負担額	多数該当 (4ヶ月目以 降)	食事代 (1 食)
①区分ア (標準報酬月額83万円以上 の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	360円
②区分イ (標準報酬月額53万〜79万 円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	360円
③区分ウ(標準報酬月額28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	360円
④区分工 (標準報酬月額26万円以下 の方)	57,600円	44,400円	360円
⑤区分才(低所得者) (被保険者が市区町村民税の 非課税者等)	35,400円	24,600円	210円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります

【後期高齢者医療の自己負担限度額】

2:24,751		担限度額(1 カ	.日		
所得による 負担区分		外来のみ (個人ごと)	入院のみ、ま たは外来+入院 (世帯)	一般病床 の食事代 (1食)	備考
現役並み所得者 (3割)		57,600円	80,100円 +1%※1	360円	(※1)医療費総額が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算
		31,00013	(44,400円) ※2		(※2)当該療養があった月を含め、過去12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給(外来のみの支給を除く)があった場合の4回目以降の限度額
一般(1割)		14,000円 (年間上限 144,000)	57,600円 (★)		(★)※2と同様に4回目以降減額
低所得者	区分II	8,000円	24,600円	210円 ※3 (160円)	(※3)過去12ヵ月で、低所得者区分IIに該当することについて限度額適用認定を受けている(限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている)期間の入院日数が90日を超えた場合、入院91日目以降の食事代は160円になります(適用を受けるためには、超えた月の末日までに申請が必要)。
	区分		15,000円	100円	

⁽注)外来の自己負担額とは、医科外来、歯科外来、調剤薬局、柔道整復、はりきゅう、訪問看護、補 装具等の自己負担額の合計

☆ご不明な点がありましたら、地域医療連携室 医療ソーシャルワーカーまでお問い合わせ下さい。 14011-611-8111